

第11節 官民連携事業の概要と実績

① 協力準備調査（PPPインフラ事業）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2010年

● 経緯・目的

官民が協働で開発途上国の開発課題に取り組むことにより民間資金の動員をはかるとの考えの下、国際的にもPPP（Public Private Partnership）等の手法を活用し、ODAと民間が有意義なパートナーシップを構築し、開発効果を増大させ、成長の加速化を実現させてきている。このような動きを背景に、JICAにおいて海外投融資、円借款等での支援を想定したPPPインフラ事業の協力準備調査が2010年に開始された。調査中および調査完了後に同調査結果を開発途上国政府に対して提案し、官民連携によるPPPインフラ事業の実現および海外投融資、円借款等の供与を目指す。2017年に二段階（予備調査、本格調査）方式の導入など、制度改善を実施。

2. 事業の仕組み

● 概要

調査に必要な費用のうち1件当たり1億5,000万円を上限（予備調査3,000万円、本格調査は1億5,000万円から予備調査契約額を控除した額が上限。条件を満たしていれば1億2,000万円を上限に本格調査からの実施も可能）として、PPP等の手法を活用したインフラ事業への参画を計画している本邦民間法人からの提案に基づき、海外投融資、円借款を活用したプロジェクト実施を前提として、当該提案事業の事業計画を策定する。対象事業は以下5点を満たすPPPインフラ事業。

- ・ 開発途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与する事業であること。
- ・ 日本政府・JICAの方針（国別援助実施方針やJICA国別分析ペーパー等）に沿った事業であること。
- ・ 海外投融資、円借款を活用する見込みがある事業であること。
- ・ 日本政府が提唱する「質の高いインフラ投資」のコンセプトに合致するPPP等の手法を活用したインフラ事業であること。
- ・ 提案法人が当該事業への投資の形で参画する予定で

あること。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、調査を開始する。調査の結果、事業性が認められるものに関しては、海外投融資、円借款等の活用に関して検討を行う。

3. 最近の実績

● 概要

2016年度採択件数は1件。

2017年度採択件数は1件。

● 地域別実績（最近2年）

2016年度：東南アジア(1)

2017年度：アフリカ(1)

● 分野別実績（最近2年）

2016年度：保健・医療(1)

2017年度：水資源(1)

● 主な事業 具体例の紹介

マニラ首都圏西地区上下水道整備事業準備調査（PPPインフラ事業）

採択：2011年度

受託企業所在地：東京都

実施国：フィリピン

概要：2017年6月、マニラ首都圏西地区における上水道サービスの拡大・質の向上や無収水対策を通じた配水ロスの少ない効率的な水供給の実現のため、Maynilad Water Services, Inc.との間で、同社が実施する無収水対策事業に対する融資契約を締結。

本案件は、JICA協力準備調査（PPPインフラ事業）の実施を通じ、JICAが事業計画策定段階から案件形成をサポートし、事業化のタイミングでは、JICA海外投融資により資金調達をサポートするというシームレスな支援を実現したもの。調査では融資先の経営改善点を洗い出し、JICA海外投融資を実行することで得られる経済効果などを確認。JICA海外投融資にとって、初の民間金融機関との協調融資、初の現地通貨建て融資案件でもある。

② 途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査 （旧：協力準備調査〈BOPビジネス連携促進〉）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2016年度

● 経緯・目的

JICAは、日本企業によるBOPビジネス（貧困層が抱える課題の解決に貢献するビジネス）を支援することを目的として、2010年に「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」を開始し、これまで100件を超える案件を採択してきた。そうした中、2015年9月に国連本部において、「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」が採択されたことを受け、貧困層の課題に留まらない、国際社会として取り組むべき包括的な課題が掲げられたSDGs達成に向け、民間企業等とのパートナーシップを加速させることを目指し、2017年より「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」を新たに開始した。

本調査では、途上国において、民間企業等の本業を通じたSDGs達成への貢献をめざす「SDGsビジネス」の形成・展開を検討するに当たり、必要な情報収集と共に、実現可能かつ持続可能なビジネスモデルの策定や事業計画作成を支援することを目的とする。

JICAは、2018年9月、企業提案型事業（中小企業海外展開支援事業・民間連携事業）の制度を整理・統合し、途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査は「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の中に位置づけられている。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するビジネスを計画している日本国登記法人からの提案に基づき、必要な費用のうち1件当たり5,000万円を上限として、最大3年間、ビジネスモデルの開発、事業計画の策定、およびJICAが行う協力事業との連携可能性の検討・確認等を行う。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた以下の

視点から評価を行う。

- ・ SDGs達成への貢献可能性、貢献度
- ・ 提案ビジネスの事業化可能性、持続性
- ・ 調査の実施体制

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、調査を開始する。

3. 最近の実績（途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査/協力準備調査〈BOPビジネス連携促進〉）

● 概要

2017年度採択実績は9件（9か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2016年度：東南アジア(2)、アフリカ(4)、中東・北アフリカ(1)

2017年度：東南アジア(2)、南アジア(4)、中南米(1)、中東・北アフリカ(2)

● 分野別実績（最近2年）

2016年度：保健医療(2)、教育(1)、農業・農村開発(3)、水産(1)

2017年度：保健医療(1)、教育(1)、農業・農村開発(6)、情報通信技術(1)

● 主な事業 具体例の紹介

BOP層の子供たちを対象としたeラーニング教育事業準備調査（BOPビジネス連携促進）

採択：2014年度

受託企業所在地：東京都

実施国：スリランカ

概要：スリランカの教育現場では、教師の指導力不足などにより、基礎教育の質に課題を抱えている。Eラーニングによる教育サービスを提供する企業が、女性銀行などと連携して、BOP層の女性をeラーニングのファシリテーターとして雇用し、教師の指導力に依存せずに高品質な小学生向け算数教育を提供する塾経営の事業性を検証した。

③ 民間技術普及促進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2013年度

● 経緯・目的

2013年に発表された「日本再興戦略」、「インフラシステム輸出戦略」において、「企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進」が掲げられ、官民一体となり我が国企業の技術力や質の高いサービスへの理解を相手国政府関係者等に促していく中で、JICAでは様々な分野の民間企業、公益法人等との連携を通じ、我が国民間企業等の優れた技術や事業経験等を途上国の開発課題解決に活用するために、本事業を2013年度より開始した。

JICAは、2018年9月、企業提案型事業（中小企業海外展開支援事業・民間連携事業）の制度を整理・統合し、民間技術普及促進事業は「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の中に位置づけられている。

2. 事業の仕組み

● 概要

本事業は、JICAが我が国の民間企業等と連携し、開発途上国の政府関係者を主な対象に、日本での視察や現地でのセミナー、実機によるデモンストレーション活動等を通じて、我が国の民間企業の優れた技術への理解を促すために実施するもので、事業規模は1件当たり2,000万円（2014年度、2015年度および2016年度補正予算に基づく健康・医療特別枠ならびに2016年度補正予算に基づくインフラシステム輸出特別枠については5,000万円）を上限とし、活動期間は最大2年間となっている。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

留意点は以下3点。

- ・普及対象の技術を用いたビジネス展開の可能性
- ・開発課題の解決への貢献可能性
- ・本事業の実施計画・実施体制

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、事業を開始する。経費にて計上する機材調達がある場合等は、相手国実施機関からの同意取得が必要となる。

3. 最近の実績

● 概要

2017年度採択実績は13件（14か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2016年度（第6、7回公示）：東南アジア(10)、東・中央アジア(1)、南アジア(1)、中南米(4)、アフリカ(6)

2017年度（第8、9回公示）：東南アジア(4)、東・中央アジア(1)、大洋州(1)、中南米(2)、アフリカ(3)、中東・欧州(2)

● 分野別実績（最近2年）

2016年度（第6、7回公示）：保健医療(10)、運輸交通(4)、資源・エネルギー(2)、環境管理(3)、防災(2)、情報通信技術(1)

2017年度（第8、9回公示）：保健医療(3)、運輸交通(1)、水資源防災(3)、資源・エネルギー(3)、環境管理(1)、情報通信技術(1)、教育(1)

● 主な事業 具体例の紹介

ワルザガトにおける集光型太陽光発電システム（CPV）普及促進事業

採択：2015年度

受託企業所在地：大阪府

実施国：モロッコ

概要：モロッコの高温・高日射量の地域において、効果を発揮する集光型太陽光発電システム（CPV）の実証設置および運用技術の指導を通じ、同システムに対するモロッコ国政府関係者の理解を促進し、同システムの普及を図る事業。砂漠地域の砂汚れによる発電ロスメンテナンス技術により最小化できること、また、CPVは同国での太陽光エネルギー導入のみならず、モロッコの産業・雇用の創出にも寄与することについての理解が得られ、本普及促進事業では20kWのCPVプラントを設置した。2016年5月に開催された第4回日本・アラブ経済フォーラムにおいて、モロッコ太陽エネルギー庁と、初のメガワット級CPVプラントを共同で建設・運用実証を行っていく契約を締結し、1MWのプラントを竣工した。

④ 中小企業等の海外展開支援

<基礎調査、案件化調査、普及・実証事業>

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年度

● 経緯・目的

2012年3月、日本政府により「中小企業海外展開支援大綱」が改訂され、オールジャパンでの中小企業の海外展開支援体制を強化していることに伴い、JICAも同大綱の構成員として参画し、ODAによる中小企業海外展開支援が開始された。本事業は、途上国の開発課題の解決と、優れた製品・技術等を有する我が国中小企業の海外展開との両立を目指し、この目的達成のために委託調査業務を行うもので、2018年8月まで、以下の3つのスキームによって実施された。

基礎調査は、中小企業の持つ優れた技術力と商材、事業アイデアによる開発課題解決の可能性およびODA事業との連携可能性の検討に必要な基礎情報の収集と事業計画案の策定に係る調査を実施することを目的とする。

案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、途上国の開発に対する製品・技術等の活用可能性を調査することを目的とする。

普及・実証事業は、中小企業の製品・技術が途上国の開発に有効であることを実証するとともに、その現地適合性を高め普及方法を検討することを目的とする。

JICAは2018年9月、企業提案型事業（中小企業海外展開支援事業・民間連携事業）の制度を整理・統合し、中小企業等の海外展開支援事業は、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の中に位置づけられている。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAは、公募による企画競争にて契約相手先を決定し、中小企業等と業務委託契約を締結し、調査・事業が実施される。

● 審査・決定プロセス

中小企業等は、調査、または事業の内容について企画書により提案を行う。企画書はJICAが任命する審査委員により、あらかじめ定めた審査基準に基づいて審査され、採択案件が決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

審査により採択となった提案について、JICAと調査・事業を提案した中小企業間で業務委託契約の締結に向けた契約交渉が行われ、契約締結に至る。本契約のもと、調査・事業が実施される。

3. 最近の実績

<基礎調査>

● 概要

2017年度採択は、実施国数16か国、実施件数25件。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2016年度	2017年度
東南アジア	9	14
東・中央アジア	4	0
南アジア	8	1
中南米	1	6
大洋州	0	0
アフリカ	4	4
中東（含む北アフリカ）・欧州	0	0
総計	26	25

● 分野別実績（最近2年）

分野	2016年度	2017年度
環境・エネルギー	5	4
廃棄物処理	1	2
水の浄化・水処理	0	1
職業訓練・産業育成	4	3
福祉	1	0
農業	7	7
医療保健	3	2
教育	0	1
防災・災害対策	1	0
その他	4	5
総計	26	25

● 主な事業 具体例の紹介

「ヤンゴン・マンダレー・ムセ」幹線間における高品質な両荷物流事業実現に向けた事業基礎調査

採択：2015年度

受託企業所在地：広島県

実施国：ミャンマー

概要：ミャンマーのヤンゴン・マンダレー・ムセ幹線間における両荷物流事業実現に向けた調査。広島県内で品質要求の高い大手コンビニエンスストアや学校、病院向けに24時間365日にわたって食品関連商品輸送を行っている提案企業の総合物流技術を活用し、ミャンマーの

全国的経済発展を阻害する物流面の課題解決を目指す。

<案件化調査>

●概要

2017年度採択は、実施国数22か国、実施件数69件。

●地域別実績（最近2年）

対象地域	2016年度	2017年度
東南アジア	37	45
東・中央アジア	3	4
南アジア	8	6
中南米	6	5
大洋州	4	2
アフリカ	10	7
中東（含む北アフリカ）・欧州	3	0
総計	71	69

（注）複数地域向け案件はそれぞれの地域で計上

●分野別実績（最近2年）

分野	2016年度	2017年度
環境・エネルギー	6	8
廃棄物処理	13	6
水の浄化・水処理	8	10
職業訓練・産業育成	4	5
福祉	2	4
農業	19	15
医療保健	4	4
教育	2	1
防災・災害対策	7	9
その他	6	7
総計	71	69

●主な事業 具体例の紹介

(1) 災害医療支援体制の強化に向けた案件化調査

採択：2016年度

受託企業所在地：神奈川県

実施国：フィリピン

概要：災害医療資器材と人材育成の導入を通じた災害医療支援体制の強化に関するODA案件化およびビジネス化に関する調査。救急・災害医療器材の専門会社である提案企業の有する機材選定および運用ノウハウを活かして、災害医療資器材の配備と災害支援体制が未成熟なフィリピンのマニラ首都圏内の病院等に対して、災害支援効率の向上と防ぎ得る死の軽減を目指し、自立した災害医療支援体制の構築を促進する。

(2) 切り花流通における鮮度・品質維持技術のトータル・コーディネーション事業案件化調査

採択：2017年度

受託企業所在地：大阪府

実施国：ベトナム

概要：ベトナムにおける切り花流通の鮮度・品質維持にかかるODA案件化及びビジネス化に関する調査。流通関係者が取り組むべき各種ノウハウのトータル・コーディネーションの導入により、海送輸出を含む販路拡大、販売単価向上により、生産者の収入が改善するとともに、ラムドン省産切り花ブランドの認知が高まることを目指す。

<普及・実証事業>

●概要

2017年度採択は、実施国数18か国、実施件数37件。

●地域別実績（最近2年）

対象地域	2016年度	2017年度
東南アジア	27	25
東・中央アジア	1	1
南アジア	12	4
中南米	0	2
大洋州	0	1
アフリカ	0	3
中東（含む北アフリカ）・欧州	2	1
総計	42	37

●分野別実績（最近2年）

分野	2016年度	2017年度
環境・エネルギー	5	4
廃棄物処理	3	7
水の浄化・水処理	6	4
職業訓練・産業育成	4	4
福祉	1	2
農業	14	6
医療保健	3	3
教育	0	2
防災・災害対策	3	3
その他	3	2
総計	42	37

●主な事業 具体例の紹介

メコンデルタ地域における運河・水路護岸構築における地盤改良技術の普及・実証事業

採択：2016年度

受託企業所在地：香川県

実施国：ベトナム

概要：メコンデルタ地域における運河・水路護岸構築における地盤改良技術に関する普及・実証事業。提案企業の有する水陸両面から施工が可能な地盤改良工法を活用することにより、狭い箇所や大型機器が入れないほど地盤状況が悪い箇所でも、短期間、低コスト、高品質な施工が可能となり、ベトナムのメコンデルタ特有の軟弱地盤地域における防災対策に貢献することを目指す。

⑤ 中小企業製品を活用した無償資金協力

1. 事業の目的

自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、その努力を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府が、日本から贈与された資金を使用して、生産物および役務を調達する。その際、調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う。本事業の実施により、途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、我が国中小企業の製品を供与することを通じ、当該中小企業製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出するとともに、我が国中小企業の海外展開を力強く支援する。

2. 事業の仕組み

● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。外務省は、その要請に関して、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

政府間で供与額等を規定した交換公文（E/N）を締結し、これに基づき、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結び、調達代理機関が被援助国の代理人として生産物および役務を調達する（調達代理方式）。事業について、日本側と被援助国政府側とが密接に協議する

場として「コミッティー」（被援助国政府、調達代理事務所、大使館等から成る委員会）を設置し、事業の進捗などを確認する。

● 具体例の紹介

「平成27年度 対バルバドス経済社会開発計画」供与額1億円

気候変動・自然災害の影響を受けやすく、特に頻発するハリケーンによる被害が深刻なバルバドスの危機管理局等へ防災用機材等の購入資金を供与。以下は実際に調達された品目の例。

機材名	メーカー所在地	実績概要	実績（成果）と今後の展開
レスキュー車	神奈川県	バルバドス危機管理局へ2台を配備	中南米での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。
テント	埼玉県	バルバドス危機管理局へ14セットを配備	
防災倉庫	群馬県	バルバドス危機管理局へ11セットを配備	
投光器	埼玉県	バルバドス（危機管理局および警察）へ2セットを配備	
作業用防水服	宮城県	バルバドス危機管理局へ36セットを配備	

⑥ 民間連携ボランティア制度

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年

● 経緯・目的

新興国での事業展開や、開発途上国を対象としたBOPビジネスへの関心の高まりなど、グローバルな人材の確保が課題となる中、グローバルな視野や素養を備えた人材の確保が喫緊の課題となっている。そのような背景から、昨今、JICA青年海外協力隊への参加を検討している企業が増えている。こうしたニーズに応えるため、企業・団体などと連携してグローバル人材の育成に貢献す

る、民間連携ボランティア派遣を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

民間連携ボランティア制度は、我が国の企業・団体などの職員を青年海外協力隊などとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。JICA青年海外協力隊事務局に問い合わせのあった民間企業等の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。選考後、長期派遣の場合は70日間の派遣前訓練、短期派遣の場合は2日間～5日

間の派遣前研修を経て、事前に調整を行った国へ職員を派遣する。現地での協力隊活動を通じて、文化、商習慣、潜在的市場等を把握し、語学のみならず、フロンティア人材としての実現力、革新力、突破力等も身に付け、帰国後の企業・団体等における活動を通じた日本社会への還元が期待される。

なお、本制度は、JICAボランティア事業の制度見直しに伴い、2018年秋以降、「JICA海外協力隊（民間連携）」に変更された。

3. 最近の活動内容

●概要

2017年度には、15か国に対して企業・団体等13社より22名が派遣された。民間連携ボランティア制度を活用している企業は、サービス業、製造業、建設業など多岐に亘り、派遣職種はコミュニティ開発や環境教育、マーケティング、コンピュータ技術などが挙げられる。

※2017年度の派遣職種は、野球、マーケティング、環境教育、コンピュータ技術、コミュニティ開発、経営管理、化学・応用化学、青少年活動、障害児・者支援、医療機器、助産師。2016年度の派遣職種は、日本語教育、環境教育、電気・電子機器、料理、経営管理、環境教育、コミュニティ開発、土木、食品加工、青少年活動、マーケティング。

●地域別実績

(単位:人)

地域	派遣国	派遣者数						累計 (2012~ 2017年度)
		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	
アジア	ベトナム	1	1	3	4	1	4	14
	インドネシア	0	2	2	4	4	1	13
	タイ	1	2	1	5	1	2	12
	ラオス	0	0	1	0	0	0	1
	マレーシア	0	1	1	2	2	2	8
	スリランカ	0	0	1	0	2	0	3
	ブータン	1	0	0	0	0	0	1
	ミャンマー	0	0	0	0	0	1	1
	ネパール	0	0	0	0	0	1	1
	カンボジア	0	0	0	0	0	1	1
	フィリピン	0	2	0	1	0	2	5

(単位:人)

地域	派遣国	派遣者数						累計 (2012~ 2017年度)
		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	
アフリカ	ガーナ	0	0	1	0	0	1	2
	ウガンダ	0	0	2	0	0	1	3
	ガボン	0	0	0	0	0	1	1
	ケニア	0	0	0	0	0	1	1
	セネガル	0	0	1	0	1	0	2
	ザンビア	0	0	0	0	0	1	1
	タンザニア	0	0	0	0	1	0	1
	マラウィ	0	0	1	0	0	0	1
中南米	ベリーズ	0	1	0	0	0	0	1
	ペルー	0	0	1	0	0	0	1
	ドミニカ共和国	0	1	0	0	0	0	1
	ボリビア	1	0	0	0	0	1	2
	パラグアイ	0	0	1	2	0	0	3
	エクアドル	0	0	0	1	0	2	3
	メキシコ	0	0	0	1	0	0	1
	コロンビア	0	0	0	0	1	0	1
ホンジュラス	0	0	0	0	1	0	1	
大洋州	サモア	0	0	1	0	0	0	1
	パラオ	0	1	1	0	0	0	2
	ミクロネシア	0	1	0	0	0	0	1
	フィジー	0	0	1	0	0	0	1
	ソロモン	0	0	0	0	1	0	1
中東	エジプト	0	0	0	0	1	0	1
合計		4	12	19	20	16	22	93

4. より詳細な情報

●ウェブサイト

- ・民間連携ボランティア制度 HP：
<https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/cooperation/>
- ・民間連携ボランティアパンフレット：
https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/cooperation/pdf/Private_partnership.pdf

⑦ 事業運営権に対応した無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2014年度

● 経緯・目的

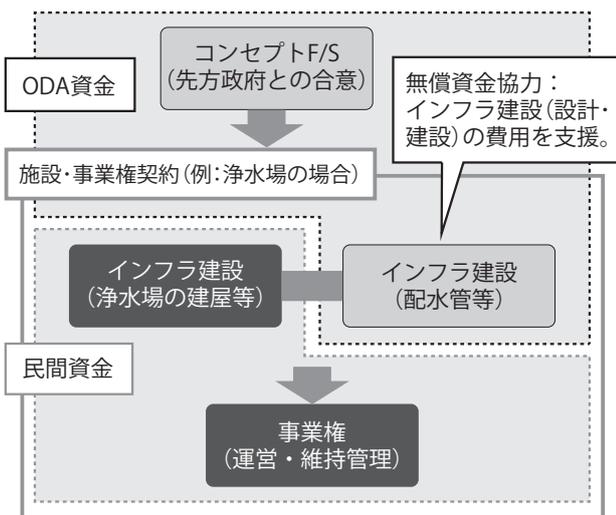
2013年5月のインフラシステム輸出戦略の閣議決定にて、「事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用」という方針を定め、無償資金協力の制度／運用の改善を行った後、2014年度以降、本事業を開始している。

開発途上国では、官民連携型の公共事業が推進され、民間企業が中長期にわたり、事業の運営を担うことが期待されている。当該事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、我が国の優れた技術を途上国の開発に役立てることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国が実施するインフラ事業のうち、商業資金のみではファイナンスが困難な場合に、当該事業に必要な施設・機材・その他サービスに必要な資金を供与する。資金は途上国政府を通じ、事業を担う特別目的会社等に支払われる。



● 審査・決定プロセス

まず日本企業が開発途上国政府に事業を提案。開発途上国政府は審査の上、日本側に要請を行う。実施手続きは、日本側実施機関として、JICAがこれを行う場合と調達代理機関が行う場合がある。外務省が要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件については、日本側の実施機関がJICAの場合、JICAによる調査を通じて事業の実施可能性を確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。調査段階では、民間企業のアイデアを取り入れながら、事業のコンセプトを形成し、審査する。その後、案件検討会議、財務省協議を経て閣議決定が行われる。調達代理機関の場合、事業の調達代理機関選定後、財務省協議を経て閣議決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結する。日本側実施機関がJICAの場合、JICAが被援助国政府との間で贈与契約（G/A）に署名し、調達代理機関の場合、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結ぶ。

事業実施の段階では、日本企業が主導するコンソーシアムが設立する特別目的会社等が事業を受注し、中長期にわたり運営する。

3. 最近の実績

● 概要

2014年度実績は、実施国数2か国、実施件数2件（約37億円）。2015年度は、実績なし。2016年度は、実施国数1か国、実施件数1件（約33億円）。2017年度は、実施国数1か国、実施件数1件（約50億円）。

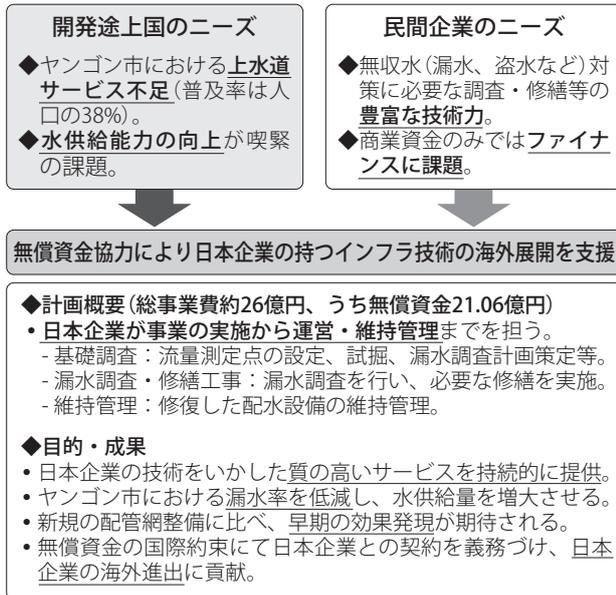
● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

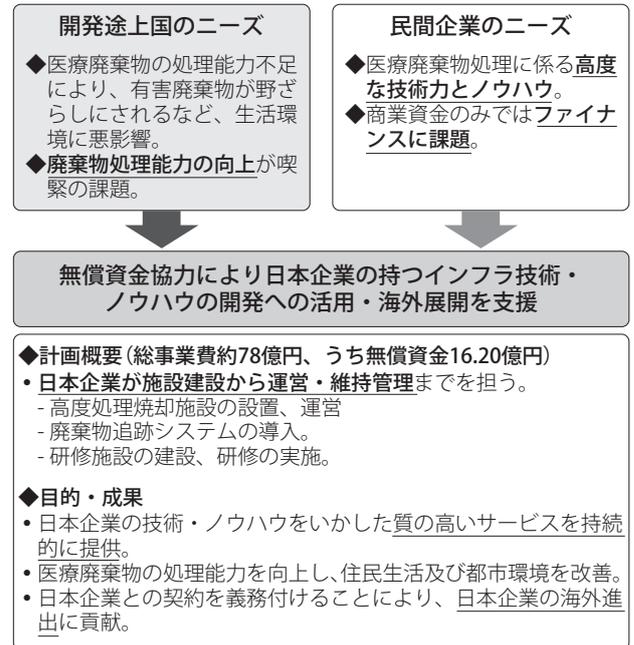
	2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額
アジア	1	32.71	1	50.13
中東・北アフリカ	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	—	—	—	—
中南米	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—
合計	1	32.71	1	50.13

● **主な事業 具体例の紹介**

(1) 2014年度ミャンマー「無収水低減計画」21.06億円



(2) 2014年度ケニア「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画」16.20億円



⑧ 草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用した官民連携

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2010年度（草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施開始は1989年）

● **経緯・目的**

日本企業が開発途上国において実施するCSR（企業の社会的責任）活動やBOPビジネス（低所得者層をターゲットにビジネスを展開し、生活の向上や社会的課題の解決に貢献するもの）等の事業には、当該国の経済社会開発に貢献しうるものが少なくない。このような公益性の高い事業と連携することにより、当該企業の知名度向上や活動環境の整備を図るとともに、開発効果を一層高め、日本の顔が見える支援を実現することを目的として、2010年度以降、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」と言う）を活用した官民連携案件の形成を推奨している。

2. 事業の仕組み

● **概要**

開発途上国において日本企業と連携し、公益性の高い事業を草の根無償で支援することにより、開発効果を高めるとともに、日本企業の海外における知名度向上や活動環境の整備等に貢献する。

● **審査・決定プロセス**

一般的な草の根無償案件と同様に、現地のNGO等から申請を在外公館にて受け付け、検討・選定を行った後に、外務本省による案件の審査・承認を経て、実施を決定している。日本企業の製品を支援対象に含める場合には、官民連携案件の認定にあたり、当該企業に技術移転等の追加的貢献を求めている。

● **決定後の案件実施の仕組み**

在外公館が被供与団体（現地NGO等）と贈与契約を締結し、これに基づき当該団体が事業を実施する。特に官民連携と認定された案件について、在外公館は、贈与契約署名式等の機会に日本企業側からの出席を求めるとともに、現地での積極的な広報に努めている。また外務本省も、ホームページで具体的な企業名や活動内容を含めて公表するなどの広報を行っている。

3. 最近の実績

● **概要**

2017年度の官民連携案件の実績は、実施国数12か国、実施件数13件（約2.17億円）。

●地域別実績（最近2年）

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額
アジア	6	0.42	5	0.36
中東・北アフリカ	2	0.8	—	—
サブサハラ・アフリカ	9	1.44	6	0.73
中南米	3	0.52	2	1.08
大洋州	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—
合計	20	3.18	13	2.17

●分野別実績（最近2年）

(単位:件)

分野名	2016年度		2017年度		合計
	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	
保健・医療	9	5	5	5	14
教育	1	2	2	2	3
太陽エネルギー	—	1	1	1	1
漁業	—	—	—	—	—
社会福祉	2	2	2	2	4
上水	2	—	—	—	2
職業訓練	—	—	—	—	—
廃棄物処理	—	—	—	—	—
飲料水供給	3	—	—	—	3
道路	—	—	—	—	—
農業	—	3	3	3	3
産業	1	—	—	—	1
防災	2	—	—	—	2
合計	20	13	13	13	33

●主な事業 具体例の紹介

年度	国	案件名	供与限度額 (千円)	案件概要
2016	コートジボワール	アビジャン市トレッシュビル中央病院小児救命救急センター機材整備計画	19,531	アビジャン市内及び地方都市の乳幼児約75万人に対し、十分な救急・集中治療サービスを提供するため、アビジャン市トレッシュビルにおける中央病院小児センター内に機材を供与するもの。株式会社太知ホールディングス協力のもと、株式会社アトムの子育器、日本光電株式会社の生態監視モニター、株式会社平山製作所の滅菌装置等の本邦企業の医療機材を供与するとともに、被供与団体の技術者を本邦に招聘し、各メーカーによる機材取り扱い指導を実施。

年度	国	案件名	供与限度額 (千円)	案件概要
2016	インドネシア	バリ州タムラン村における浄水施設整備計画	6,316	浄水装置を設置し、水環境に関する啓発活動をすることで、安定的な飲料水の確保と住民の健康状態の改善を図るもの。ヤマハ発動機株式会社が、水質検査、浄水装置の導入・メンテナンス研修とそれに伴うエンジニア（日本人含む）の派遣、水管理委員会の組織及び指導、プログラム中のモニタリング及び5年ごとのモニタリング、ポンプを含む部品の定期交換（一部有償）、各種アフターフォローを支援。
2016	キューバ	ピナル・デル・リオ小児科病院医療機材整備計画	15,133	ピナル・デル・リオ小児科病院附属医療遺伝子センターに、超音波診断装置（2機）を導入することにより、当県における母子の健康改善に資する。医療遺伝子センターに導入する超音波診断装置のメーカーである日立製作所が、当該装置の設置・運転に係る技術指導を実施。
2017	タイ	チェンマイ県メージェム郡バーンクンメーナーイ校四輪駆動送迎車整備計画	9,865	チェンマイ県メージェム郡メースック地区に位置するバーンクンメーナーイ校に四輪駆動送迎車1台を整備し、児童送迎や食料・学習資材輸送能力の向上を図るもの。悪路走行用トラックの開発で実績のある日野自動車株式会社及び現地販売代理店等の協力のもと、児童送迎時の安全確保のための改良を施した特別車両を、通常価格よりも大幅に安価で提供するとともに、2年間の無料メンテナンスサービスを提供。
2017	ジャマイカ	ブルーマウンテン・コーヒー育苗施設整備計画	9,944	ブルーマウンテン・コーヒーを生産する零細農家の収入を向上させるための作付け密度を増加するための苗木を育てる育苗施設の整備および、生産性向上のための研修を行うもの。UCC上島珈琲株式会社が、育苗施設を建設する土地を無償で提供するとともに、農家に対して研修及び技術指導を実施。

年度	国	案件名	供与限度額 (千円)	案件概要
2017	ジンバブエ	フルンゲ郡におけるチダモヨ・クリスチャン病院レントゲン機材整備計画	10,165	西マシヨナランド州フルンゲ郡に位置するチダモヨ・クリスチャン病院において、診察室をレントゲン室に改修した上で、デジタル式レントゲン機材を整備することで、安価で効率的かつ精度の高い検査診断を実現し、貧困状況にある地域住民への適切な医療の提供を図る。富士フイルム株式会社が、同機材設置後、技術者派遣による機材の設置作業を負担するほか、被供与団体へ機材の取扱い及び維持管理指導を実施。また、機材整備後、3年間は無料でアフターサービスを行う。

その他、官民連携事業として、海外投融資、草の根技術協力、日本NGO連携無償があるが、海外投融資は第2章第8節に、草の根技術協力および日本NGO連携無償は第2章第10節に記載している。